

津軽・生命科学活用食料特区

都道府県名：

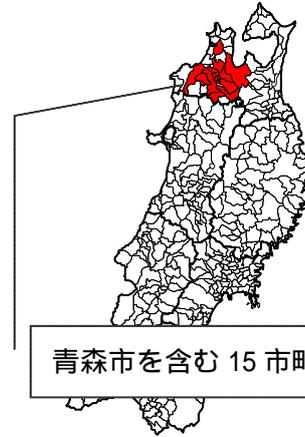
青森県

申請主体名：

青森県

区域の範囲：

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鱒ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町の全域



青森市を含む 15 市町村

特区の概要：

弘前大学等と食品産業との試験研究施設の利用を通じた機能性食品等開発での連携強化、食品産業による原材料の直接生産、都市住民の農産物生産への機会増加など、研究促進、民間活力利用、市民参加等の総合的な取組みにより、新たな視点に立った食料生産、加工、消費構造の構築を図り、「いのちを支える健康産業の創生」と「やすらぎの農村空間づくり」を推進する。

適用される規制の特例措置：

- ・ 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化
- ・ 国有施設等の廉価使用の拡大
- ・ 農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
- ・ 市民農園の開設者の範囲の拡大



市民農園で農業・農村の良さを体験



健康産業に寄与するりんごの加工品